

令和6年度

# 勤労者退職金共済機構理事長表彰

勤労者退職金共済機構では、毎年10月を「建設業退職金共済制度加入促進強化月間」と定め、本制度のより一層の充実を図ることとしております。

その月間行事の一環として、**建退共制度の趣旨の普及・加入促進及び履行確保について特に貢献のあった優良事業所に対し理事長表彰**を行っています。

令和6年度は長崎県から次の二社が受賞され、それぞれ表彰状と記念品が贈られました。



心よりお慶び申し上げます、ご紹介させていただきます。



**安永建設株式会社**（佐世保市）

**鳥田組株式会社**（島原市）

建退共制度は、昭和39年10月発足以来60年を経過し、その間皆様方のご理解とご協力により、業界ぐるみの退職金制度として定着してまいりました。

令和6年8時末時点での退職金最高支給額は、

全 国⇒約 1,280万円（掛金総額：約364万 運用利益：約916万）☆2023.9月支給

長崎県⇒約 1,140万円（掛金総額：約330万 運用利益：約810万）☆2018.5月支給

建設業界における福利厚生の柱として更なる充実が望まれています。

建退共の退職金制度は、1日掛けとなっており、事業主の方が被共済者（手帳を持った労働者）へ、公共工事・民間工事を問わず就労日数に応じた共済証紙または退職金ポイントを掛金として納付していただいています。手帳の更新は、250日証紙を貼り終えた時、または手帳の表紙に記載の次回更新時期が到来した時となります。更新手続きは、実績が登録される最も重要な手続きです。

また、長く積み立てられた手帳は、運用利益も大きくなるため受け取る際にとっても有利となっています。

**是非、この機会に、ご確認ください！！**

- 証紙は適正に手帳へ貼付されていますか...？
- 作成しただけで掛金納付処理をしていない手帳はありませんか...？
- 証紙が貼り終えている手帳、更新時期が過ぎている手帳はありませんか...？
- 退職金ポイントで納付の場合、就労日数の報告は毎月行っていますか...？
- 退職した人の手帳は残っていませんか...？

**今後とも建退共制度へのご理解とご協力をお願いいたします。**

〒850-0874 長崎市魚の町 3-33 建退共長崎県支部 (TEL 095-893-7000)